「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月15日　閣議決定）（抄）

第二　令和９年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

三　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに係る農林漁業者等への対応

１　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、**利子負担を考慮しつつ、資金繰りへの支援を行う**。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入する**こととし、現場の納得感のある対応に万全を期す。

２　食品事業者、外食事業者については、消費税率の引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等を行う。特に、外食事業者については、テイクアウト等の多角化の支援を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援を講ずる。

３　簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者が本則課税事業者に移行する際の相談対応や、税理士費用等の経費に対する支援を行う。

４　これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化する。**